

平成19年2月

逗子市教育委員会定例会

平成19年2月22日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成19年2月22日逗子市教育委員会2月定例会を逗子市役所5階第6会議室に招集した。

出席者

委 員 長 小 島 裕 子

教 育 委 員 五十嵐 樹

教 育 委 員 村 松 邦 彦

教 育 委 員 吉 崎 久 治

教 育 長 村 上 裕

教 育 部 長 新 明 武

教 育 部 担 当 部 長

森 本 博 和

(文化・教育ゾーン担当)

教 育 部 次 長 嶋 六 三

教 育 部 次 長 武 藤 正 廣

教 育 総 務 課 長 草 柳 清

学 校 教 育 課 長 倉 地 正 行

学 校 教 育 課 主 幹 柳 原 正 廣

学 校 教 育 課 課 長 補 佐 金 沢 聖

学 校 教 育 課 副 主 幹 関 忠 子

生 涯 学 習 課 長 矢 島 茂 生

生 涯 学 習 課 主 幹

竹 内 敏 春

(文化財保護担当)

体 育 課 長

石 井 義 雄

兼 体 育 館 長

教 育 研 究 所 長 佐 藤 真 澄

図 書 館 長 川 上 喜 久 夫

図 書 館 長 補 佐 永 田 寛 夫

文化プラザホール館長 鈴木 文明
文化プラザホール主幹 小 俣 雄 司
((仮称)生涯学習棟担当)

事務局

教育総務課課長補佐 永 島 重 昭
教育総務課副主幹 館 兼 好
庶務係長事務取扱

開会時刻 午後 1 時 3 0 分

閉会時刻 午後 2 時 4 9 分

会議録署名委員決定 村松委員、吉崎委員

小島委員長

会議に先立ち、傍聴の方にお願ひ申し上げますが、傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願ひします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただく場合がありますので、御了承ください。

小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年逗子市教育委員会2月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は村松委員、吉委員、お2人にお願ひをいたします。

これから会議日程に入ります。

日程第1「12月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第1「12月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録について御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、12月定例会会議録は承認をいたします。

村松委員、五十嵐委員、会議録に御署名をお願いします。

日程第2「1月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第2「1月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、よろしいようですので、1月定例会会議録は承認をいたします。

五十嵐委員、吉崎委員、会議録に御署名ください。

日程第3「教育長報告事項」

小島委員長

日程第3「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から御報告お願いいたします。

村上教育長

初めに会議報告をいたします。2月9日（金曜日）10時から、神奈川県総合教育センターで県市町村教育委員会教育長会議が開催されました。議題の主なものは2点で、教育庁から来年度予算の概要、2点目につきましては学校教育関係で、全国学力学習状況調査、卒業式・入学式における国旗掲揚、国歌斉唱でした。また、意見交換として教育再生会議の第1次報告が出ましたので、それを踏まえて教育委員会のあり方について行いました。

まず1点目、来年度予算につきまして、不登校、いじめ、暴力行為への未然防止対策の新規事業といたしまして、中学校の生活、学習の変化になじめず不登校、いじめの急増に対応するため、中学校における少人数学級の実施、さらに中1ギャップ対策実践校の委託という2点が新規事業で挙げられておりました。これらの不登校、いじめ、暴力行為の早期発見・早期対応としましては、不登校対策のファミリーサポート、これは不登校児童・生徒を抱える親の支援策として設けられたものでございます。未然防止事業といたしましては、小学校における暴力行為の未然防止を図るため、大学生のフレンドリースタッフを小学校に派遣するという、フレンドリースタッフ派遣事業などが計画されております。

学校教育関係では、全国学力学習状況調査について、11月から12月にかけて予備調査が行われました。この本格的な実施は4月24日に全国全市町村で行われます。市町村間の競争あるいは学校間の過度の競争、混乱を生じさせないような形で進めてまいりたいと考えております。

卒業式・入学式における国旗掲揚・国歌斉唱ですが、以前もお話しいたしましたように、神奈川県の姿勢としてはこれまでと同様で、学習指導要領に基づき指導するという一方で、学校には日常的に指導していただきということを常々お願いしております。

意見交換といたしまして、再三報道にも挙げられております教育再生会議の第1次報告書を踏まえて、教育委員会のあり方について行いました。当日、会議時間があまりないということと、報告書が出されてからこの間、各教育委員会で十分このことの論議を尽くしていないということで、政令指定都市の一部が指名されて意見を述べました。大半は県の考えを聞く

という形で進められました。意見交換の内容は、教育委員会制度の抜本的な見直しについて、都道府県教育委員会における市町村教育委員会への評価、教育委員会に対しての国の是正及び指示、小規模市町村教育委員会、5万人以下の統廃合、教育委員会と教育長の関係、教育委員について、この5点についての見直しが意見交換の柱となりました。これらは見直しを図るにしても、行政改革の大きな流れである地方分権改革の規範の中で見直しされるべきであり、教育委員会制度につきましては総合的な地方教育行政のあり方をまず論議されるべきであり、また国・都道府県や市町村の責任と役割をはっきりさせ、学校設置者が当事者意識を持つことができるような制度であるべきであると私は感じております。それから言うと、かなり国の地方に対する押しつけが色濃く出ていて、地方分権はどこに行くのだろうというふうな感じを受けました。

つきまして、昨日、全国市町村教育委員会連合会長、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会長、指定都市教育委員・教育長協議会長、中核市教育長連絡会長の5団体連名で、教育再生会議の第1次報告書の教育委員会制度の抜本的な見直しについての意見書を国に提出いたしました。これについては、内容的には論議を尽くしていない中で、さらにきちっとした市町村の声を聞くべきであると、慎重に審議すべきであるという内容でございます。

話変わります、指導力不足教員についてですが、定例会の中でしばしば指導力不足教員について情報提供してきております。既に御存じのとおり、本市にも対象となる教員がおりますので、神奈川県と同様な制度を整備する必要があります。以前にもお話ししたとおり、専門性、中立性、透明性ということを重視した仕組みづくりを本年度中に作成し、4月から実施してまいりたいというふうに考えております。

私からの報告は以上で、19年度の第1回逗子市議会臨時会の報告を部長の方からお願いいたします。

新明教育部長

それでは、平成19年逗子市議会第1回臨時会の概要を御報告させていただきます。逗子市議会第1回臨時会は、平成19年1月24日から2月の2日までの10日間を会期として開催されまして、議案等につきましては、昨年12月10日執行の市長選挙において新たに平井市長が当選されたことに伴い、今後4年間にわたる市政運営についての所信表明及びこれに対する代表質問、質問がなされたほか、報告第1号として道路の瑕疵による損害賠償に係る専決処分の報告、及び議案第1号として市議会本会議及び委員会の会議録作成に要する経費を計上した平成18年度一般会計補正予算（第7号）が上程されまして、可決されまし

た。平井市長の所信表明については、お手元の資料のとおりでございます。また、この所信表明に対する市長への代表質問、質問は、2月1日、2日の2日間にわたり、11名の議員から行われました。そのうち、教育委員会に係る主な質問事項を申し上げますと、まず君島議員から、学校支援ボランティア、地域の教育力とは何か、また学校運営評議会制度との関連について。草柳議員から、教育委員会との意見調整、協力について。高野典子議員から、ふれあいスクールにおける児童館的要素等取り組みについて。橋爪議員から、中学校給食の取り組みについて、逗子小学校ふれあいスクール建設に当たっての要望について、特別支援教育スタッフの強化、専門職の配置について。塔本議員から、スポーツ人口の増加施策について、スポーツ振興条例の制定についてと。関口議員から少人数指導、特別支援教育の充実について。以上のような代表質問、質問がなされました。答弁につきましては、御配付いたしております答弁書に沿って、すべて平井市長の方から答弁がなされております。この代表質問、質問が終わりました後、第1回臨時会は閉会いたしております。

以上が平成19年逗子市議会第1回臨時会の概要であります。以上、報告いたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件に関して御質疑、御意見ございますでしょうか。

村松委員

先ほど学力調査って教育長言われたのですが、これは逗子は参加するんですか。

村上教育長

正確に申しますと、全国のすべてのと言いましたけれども、犬山市だけ除いて、あとはすべての全国の市町村が実施されます。

村松委員

何か教職員組合が反対しているという新聞にいろいろ出てましたね。そういうところをどうするかという。そういうのは逗子では出てないですね。

村上教育長

出ておりません。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員

結果についてはどういう形で報告されるのか、教えていただけますか。

村上教育長

このことについて、事務局の方から説明を受けてきていますので、説明させます。

倉地学校教育課長

まず、教育長からお話ございました学習状況の件ですが、県下の中でその結果について具体的にいつごろというようなことは大体示されているんですけども、その学習の状況の部分を私ども指導の改善に生かすという主眼でとどめておりまして、このことを公表といたしますか、本市の子供たちの状況はこうでしたという公表の部分については、私どもも十分検討を加えて考えていきますが、今のところ非常に公表することの影響の大きさ等踏まえて適切かつ慎重な対応を図っていききたいと、そんなふうに思っております。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。ほかに御質疑、御意見ございますか。

では、特にないようですので、教育長報告事項について終わります。

日程第4「報告第2号議案（平成18年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

日程第4「報告第2号議案（平成18年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

武藤教育部次長

それでは、日程第4報告第2号議案（平成18年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について、説明をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案（平成18年度逗子市一般会計補正予算（第8号））作成に伴い、意見を求められ、急施を要したため、逗子教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

それでは、平成18年度逗子市一般会計補正予算（第8号）中、教育委員会所管部分について御説明申し上げますので、説明書の16ページ、17ページをお開きください。第9款、第2項、第1目学校管理費につきましては、学校施設整備事業について財源更正を行うものでございます。第4項、第7目文化プラザホール費につきましては、文化プラザホール備品

の購入に対する寄附がなされましたことに伴い、備品購入費10万円を計上するものです。第8目文化・教育ゾーン整備費につきましては、平成17年度・18年度の2カ年継続事業として実施しております文化・教育ゾーン整備事業第2期工事について、市債の確定などに伴い、財源更正を行うものです。

以上で歳出の説明を終わりました、引き続き歳入の説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。第17款、第1項、第2目、第3節社会教育費指定寄附金につきましては、文化プラザホール備品の購入に対する寄附金でございます。8ページ、9ページに移りまして、第18款、第1項、第2目公共公益施設整備基金繰入金3,760万円のうち、教育部局所管分は、小学校施設整備及び文化・教育ゾーン整備事業第2期工事に充当する繰入金3,500万円を財源調整の結果、減額するものでございます。第21款、第1項、第1目教育債につきましては、文化・教育ゾーン整備事業第2期工事に係る市債の確定に伴い、義務教育施設整備事業債4,560万円及び社会教育施設整備事業債810万円をそれぞれ計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の程お願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

特にございませんか。では、御質疑がなければ、報告を了承するということにいたしますが、それでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議がないようですので、了承することに決定をいたしました。

日程第5「報告第3号議案（平成19年度逗子市一般会計予算）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

続きまして、日程第5「報告第3号議案（平成19年度逗子市一般会計予算）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

嶋教育部次長

それでは、報告第3号議案（平成19年度逗子市一般会計予算）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

に基づき、市長から議案（平成19年度逗子市一般会計予算）作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

それでは、議案第21号平成19年度一般会計予算中、教育委員会所管の歳出予算について説明申し上げます。お手元に配付しております予算説明書をごらんください。予算説明書の168ページ、169ページをお開きください。第9款、第1項、第1目教育委員会費663万6,000円は、教育委員会4名分の報酬のほか、教育委員会開催等に要する経費で、前年度とほぼ同額の計上であります。第2目事務局費2億3,476万1,000円は、幼稚園就園奨励費補助金ほか事務局事務費等の計上で、前年度に比較して2,048万5,000円の増となっておりますが、これは職員給与費及び幼稚園就園奨励費の増が主なものです。説明欄に移りまして、3-1、幼稚園就園奨励事業5,794万3,000円は、私立幼稚園に就園している園児の保護者に対して、入園料等の負担軽減を図るため支給する奨励費補助金であり、前年度に比較して1,001万5,000円の増となっておりますが、これは市単独事業分、園児1人当たり年額1万3,000円を1万6,000円に引き上げたことによるものです。

170ページ、171ページに移りまして、第3目教育指導費6,443万4,000円は、奨学金の支給、学校教育調査、研究国際協力推進、少人数指導における教員の派遣等教育指導に要する経費で、前年度に比較して250万3,000円の減となっておりますが、これは児童・生徒の安全確保を図るため、GPS機能付携帯端末機貸与事業補助制度廃止に伴う減が主なものです。説明欄に移りまして、2-3、国際教育推進事業1,880万9,000円は、各小学校の英語指導の充実を図るため、国際教育指導助手派遣に要する経費であります。

172ページ、173ページに移りまして、2-9、少人数指導教員派遣事業2,260万6,000円は、市立小・中学校の児童・生徒の基礎学力を向上させるため、市費負担により少人数指導による習熟度別指導などきめ細かな指導を実施するための経費であります。2-11、児童・生徒安全確保事業98万5,000円は、児童・生徒自身に危機回避能力を育成するためのCAPプログラムの実施及び児童・生徒の安全を図るための活動支援等経費の計上であります。第4目教育研究所費5,063万3,000円は、教育総覧、適応指導教室及び教育研究所の運営等に要する経費で、前年度に比較して400万2,000円の増となっておりますが、これは小学校社会科副読本「私たちの逗子」の発行経費の増が主なものです。説明欄に移りまして、2-2、副読本発行事業302万円は、小学校3年生社会科副読本「私

たちの逗子」の改訂版の発行等経費であります。

174ページ、175ページに移りまして、3-3、心の相談援助事業531万9,000円は、小・中学校児童・生徒の心の悩みや不安等の相談に応ずる心の教室相談員8名分の報酬等に要する経費であります。第2項、第1目学校管理費2億5,040万4,000円は、小学校施設の維持管理のほか施設設備等に要する経費で、前年度に比較して530万4,000円の増となっておりますが、これは職員給与費の増が主なものであります。

176ページ、177ページに移りまして、2-4、学校施設整備事業3,778万5,000円は、池子小学校外壁防水改修工事ほか、久木小学校校舎屋上防水工事、小坪小学校屋内運動場体育器具増設工事など、小学校施設整備に要する経費であります。第2目保健給食費1億9,376万6,000円は、児童の健康管理及び学校給食等に要する経費で、前年度と比較して701万4,000円の増となっておりますが、これは職員給与費の増が主なものであります。

178ページ、179ページに移りまして、3-1、学校給食設備維持管理事業1,529万9,000円は、給食設備の修繕及び消耗品購入等に要する経費ほか集団食中毒の防止のため、調理場のドライシステム運用を図る経費であります。4-1、学校給食事務費1,314万円は、学校給食非常勤調理員報酬、給食調理員等検便検査委託料ほか、学校給食事務に要する経費であります。

180ページ、181ページに移りまして、第3目教育振興費5,537万8,000円は、小学校の特別支援学級の運営、コンピュータの維持管理、自然教室、芸術鑑賞、学習支援員の派遣などに要する経費で、前年度とほぼ同額の計上であります。説明欄に移りまして、1の特別支援学級費につきましては、前年度まで特殊学級費として計上しておりましたが、法律改正に伴い費目、事業名称の変更をさせていただいております。2-2、教育用コンピュータ維持管理事業798万円は、小学校において情報化に対応した基礎的な知識や能力の育成を図るため、教育用コンピュータ機器賃借料、消耗品購入等に要する経費で、本年度は逗子小学校児童用教育コンピュータ機器のリース更新に伴い、42台に増設するほか、各小学校の校務用コンピュータの更新を行ってまいります。2-6、芸術鑑賞推進事業158万3,000円は、すぐれた芸術を鑑賞する機会を通じて、児童の情操を涵養し、文化・芸術に対する関心を高め、児童の健全育成を図るための事業で、前年度と同様、文化プラザホールにおいて神奈川フィルハーモニーの演奏を鑑賞するものです。2-7、学習支援員派遣事業1,541万円は、学習に配慮を要する児童が学習活動を行う場合に、学習支援員を小学校へ派

遣し、就学支援体制の充実を図ることを目的とする事業経費であります。

182ページ、183ページに移りまして、第3項、第1目学校管理費1億5,375万7,000円は、中学校施設の維持管理のほか、施設設備及び管理用備品購入等に要する経費で、前年度に比較して354万4,000円の減となっておりますが、これは学校施設整備費の減が主なものです。説明欄に移りまして、2-4、学校施設整備事業1,860万円は、逗子中学校普通教室等照明器具改修工事、沼間中学校普通教室等床改修工事など、中学校施設整備に要する経費であります。

184ページ、185ページに移りまして、第2目保健給食費691万5,000円は、生徒の健康管理、保健等に関する経費で、前年度に比較して14万9,000円の減となっております。第3目、教育振興費3,472万4,000円は、中学校の特別支援学級の運営、クラブ活動に要する経費、コンピュータの維持管理、自然教室、芸術鑑賞、学習支援員の派遣などに要する経費で、前年度に比較して173万1,000円の増となっておりますが、これは教育用コンピュータ更新等に伴う賃借料の増が主なものであります。説明欄に移りまして、1の特別支援学級費につきましては、小学校費と同様に、前年度まで特殊学級費として計上しておりましたが、法律改正に伴い、費目、事業名称の変更をさせていただいております。

186ページ、187ページに移りまして、説明欄2-2、教育用コンピュータ維持管理事業1,047万9,000円は、中学校において情報化に対応した基礎的な知識や能力の育成を図るため、教育用コンピュータ機器賃借料、消耗品購入費等に要する経費で、本年度は生徒用コンピュータ機器及び校務用コンピュータの更新を行ってまいります。2-6、芸術鑑賞推進事業61万2,000円は、小学校と同様、文化プラザホールにおいてすぐれた芸術を鑑賞する事業経費であります。

188ページ、189ページに移りまして、第4項、第1目社会教育総務費1億7,914万6,000円は、社会教育委員の経費を始め、各種講座の開催、ふれあいスクール事業、文化財保護及び名越切通整備事業等の経費で、前年度に比較して1,207万1,000円の減となっておりますが、これは職員給与費及び名越切通整備事業の減が主なものであります。なお、社会教育活動の促進及び社会教育指導者の充実を図るため設置しておりました社会教育指導員については、平成18年度をもって廃止させていただいております。説明欄に移りまして、3-3、学校開放事業872万2,000円は、市内の小学校の余裕教室などを子供たちや市民の方々に放課後自由に使用できる場として、また夜間においても地域の方々が会合等で使用できる場として、学校施設の開放を行う事業経費であります。3-4、ふれあいス

クール事業4,800万2,000円は、子供の遊び場、心のやすらぎの場及び放課後の生活の場、そして乳幼児の子育て支援の場として、市内3校の小学校において開設しておりますふれあいスクールの運営等に要する経費で、本年度新たに沼間小学校においてもふれあいスクールを開設するほか、逗子小学校のふれあいスクール棟建設に係る実施設計等経費を計上いたしております。

190ページ、191ページに移りまして、3-5、文化活動振興事業371万6,000円は、市制50周年を契機として創設いたしました逗子児童文学賞手づくり絵本コンクールの開催等に要する経費及び文化祭開催等の経費であります。

192ページ、193ページに移りまして、4-5、名越切通整備事業1,963万9,000円は、国指定史跡名越切通の短期整備計画に係る実施設計等に要する経費であります。4-7、古墳整備事業433万8,000円は、国指定史跡長柄桜山古墳群の整備に向け、葉山町と連携して発掘調査を行うほか、草刈り清掃等古墳の維持管理に要する経費であります。

194ページ、195ページに移りまして、第2目青少年育成費436万3,000円は、青少年育成交流事業等に要する経費で、前年度に比較して438万9,000円の減となっておりますが、これは野外活動センターが廃止されたことによる減が主なものであります。説明欄1-4、青少年交流事業164万9,000円は、夏季林間学校及び青少年音楽祭など青少年の交流に要する経費であります。なお、平成15年度から実施してまいりました教えあい交流事業及び子どもふれあい農場支援事業につきましては、今後の事業推進について改めて検討するため、本年度は一時休止させていただいております。

引き続きまして、第3目図書館費1億5,324万7,000円は、図書館活動及び施設の管理運営に要する経費で、前年度に比較して251万6,000円の減となっておりますが、これは図書館図書・資料の購入経費の減が主なものです。説明欄に移りまして、2-1、蔵書整備事業2,201万2,000円は、図書館図書・資料の購入に要する経費であります。2-2、図書館活動事業487万9,000円は、0歳の赤ちゃんと向かい合い、絵本を介して皆さん楽しい言葉のひとつときをもつことを支援するブックスタートや、おはなし会、各種講座の開催、新聞・雑誌の保存製本及び宅配による図書の貸し出し等に要する経費のほか、図書館協議会の開催に要する経費であります。

196ページ、197ページに移りまして、2-4、図書館情報システム管理事業2,430万1,000円は、図書館資料のインターネット検索予約システムや蔵書管理のためコンピュータ機器等借上料及び電話回線使用料等経費であります。3-1、図書館事務費5,153

万4,000円は、図書館奉仕活動を行う非常勤職員報酬等経費であります。第4目、公民館費5,279万5,000円は、小坪・沼間公民館における映画鑑賞、学級講座等開催経費のほか、公民館の運営及び維持管理等に要する経費で、前年度に比較して152万1,000円の減となっております。

200ページ、201ページに移りまして、第5目郷土資料館費588万4,000円は、郷土資料館の運営及び維持管理等に要する経費であり、前年度に比較して38万4,000円の増となっております。

第6目青少年会館費3,081万8,000円は、青少年を対象とした各種講座開催経費ほか、青少年会館の運営及び維持管理等に要する経費で、前年度に比較して129万2,000円の減となっておりますが、これは職員給与費の減が主なものです。

202ページ、203ページに移りまして、第7目文化プラザホール費2億7,581万円は、文化プラザホールの運営及び維持管理等に要する経費で、前年度と比較して1,336万1,000円の増となっておりますが、これは文化プラザホール維持管理事業の増が主なものです。説明欄に移りまして、2-1、文化プラザホール維持管理事業1億8,321万2,000円は、文化プラザホールの施設管理事業業務委託や、舞台技術業務委託及び光熱費など文化プラザ各施設に係る維持管理に要する経費であります。2-2、文化プラザホール事業運営費3,345万9,000円は、ホールの自主事業を企画、開催するために設立されております事業協会への交付金を含め、ホールの事業運営等に要する経費であります。

第8目市民交流センター管理運営費5,005万1,000円は、本年度7月オープン予定の逗子文化プラザ・市民交流センターの維持管理等に要する経費であります。

204ページ、205ページに移りまして、第9目文化・教育ゾーン整備整備費1億6,974万9,000円は、文化・教育ゾーン整備事業に要する経費で、前年度と比較して6億6,601万8,000円の減となっておりますが、これは平成17年度・18年度の2カ年継続事業として実施しております文化・教育ゾーン整備事業第2期工事の終了に伴う減が主なものです。説明欄に移りまして、2-1、文化・教育ゾーン整備事業1億4,155万5,000円は、当該事業の最終段階の事業となります外構工事ほか逗子小学校グラウンド整備、旧逗子小学校体育館の解体等経費であります。

206ページ、207ページに移りまして、第5項、第1目体育振興費5,939万2,000円は、市民の体育振興を図るために要する経費で、前年度に比較して392万4,000円の減となっておりますが、これは職員給与費の減額が主なものであります。説明欄に移りま

して、2 - 3、学校体育施設開放事業642万5,000円は、学校体育施設開放に伴う開放管理員の謝礼及び夏季休業中における沼間・久木・小坪小学校プールの開放監視業務委託等管理に要する経費であります。2 - 4、体育振興事業2,297万4,000円は、財団法人逗子市体育協会への各種大会開催等の委託経費ほか、健康まつり等の開催に要する経費であります。

208ページ、209ページに移りまして、第2目体育施設費8,395万円は、市立体育館の運営、維持管理及び公園内有料運動施設の運営、維持管理等に要する経費で、前年度に比較して897万6,000円の減となっておりますが、これは第一運動公園50メートルプール及び小坪飯島公園水泳プールの老朽化に伴い、本年度利用休止されたことによるプール監視等委託経費の減が主なものです。説明欄に移りまして、1 - 1、市立体育館維持管理事業5,663万5,000円は、体育館の窓口業務、清掃及び設備保守運転業務委託及び維持管理等に要する経費であります。2 - 1、公園内有料運動施設運営事業2,731万5,000円は、本年度利用休止される50メートルプールを除く第一運動公園プール監視等業務委託、テニスコート、野球場、弓道場運営業務委託等施設の運営に要する経費であります。

以上で教育委員会の歳出予算の説明を終わらせていただきます。なお、逗子市文化・教育ゾーン整備事業第2期工事につきましては、建設発生土処分地の変更によるおくれが生じまして、これまでそのおくれを取り戻すべく努力してまいりましたが、移行期限が迫った平成19年1月末現在においても厳しい状況から、今後の工程内容等を勘案いたしまして、いずれの工事も履行期限を52日間延長し、平成19年5月11日とする変更契約議案を市議会に提出しております。以上で説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、主要事業の概要について御説明させていただきます。昨年の12月に一度、主要事業の説明をさせていただきましたが、この時点ではまだ予算編成が固まっておりませんで、若干の変更がありました。その変更部分について説明させていただきます。

まず、1ページをごらんいただきます。教育総務課でございますが、さきに説明いたしました教育委員会事務局の車両整備事業及び各小学校に連絡用の車両を配置するための経費につきましては、本年度は見送ることになりました。また、学校整備事業のうち中学校に整備を予定しております空調設備設置工事の設計業務委託は、全体の財政状況を見た上で、平成19年度中には対応を考えるとということで、当初予算からは見送ることになりました。

2ページに移りまして、学校教育課でございますが、児童・生徒の安全確保事業のうち、新たな事業として児童の安全確保のため市立小学校に警備員の配置をするため、警備員委託

費を要求してきておりましたが、地域社会とのかかわりの中で学校の安全について再検討するというので、本年度は見送ります。また、GPS機能を利用した位置情報提供携帯端末機貸与事業補助金につきましては、利用者が少数であったことなどから、事業を廃止させていただきます。以上が主な変更点です。他の所管につきましては、おおむね前回説明したとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございました。本件に関して御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

新規事業はどのくらい、19年度新規の事業。

嶋教育部次長

新規事業の方を見ていただきますと、新規事業という、予算参考資料をごらんになっていただきたいと思います。10ページをお開きいただきますと、一番上に出ておりますが、これが新規事業でございます。市民交流センターの維持管理事業ということで、新しくできます生涯学習棟が市民交流センターということになるんですけれども、この維持管理事業というのが新たにつくったものです。

五十嵐委員

1点だけということでもいいですか。

嶋教育部次長

はい。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員

18年度で打ち切りになった事業というのはありましたか。

嶋教育部次長

先ほど説明いたしましたけど、GPSの貸与事業と、それから社会教育指導員経費ですか、それから教えあいふれあい交流事業、それからふれあい農場支援事業ですか、これが見直しのため廃止されております。

村松委員

19年度は教育費は歳出の何%ぐらいになりますか。前年何%ぐらいですか。

新明教育部長

19年度13.5%、前年度が16.4%になります。

村松委員

これは主にハードの部分が減ったということによる、文化プラザホールですか、あれが減ったことによるパーセントが減ったと。純粋に教育費そのものについては、そんなに大きくは削減してないということですか。

新明教育部長

実際は文化・教育ゾーン整備事業で約6億7,600万ほど減っております。そういうような関係で教育費が落ちているということでございます。

小島委員長

ほかによろしいでしょうか。

では、御質疑がほかにはないので、この案件について了承することによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないので、了承することに決定をいたしました。

日程第6「報告第4号逗子文化プラザホール条例の一部改正の申出について」

日程第7「報告第5号議案（逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

続きまして日程第6「報告第4号逗子文化プラザホール条例の一部改正の申出について」、引き続きまして日程第7「報告第5号議案（逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」、この2件を一括議題といたします。事務局より御報告をお願いいたします。

鈴木文化プラザホール館長

それでは御報告をさせていただきます。日程第6「報告第4号逗子文化プラザホール条例の一部改正の申出について」及び日程第7「報告第5号議案（逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」、一括で御説明申し上げます。

教育委員会事務局において逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例案を作成し、2月13日付で報告第4号のとおり、逗子文化プラザホール条例の一部改正について市長に

申し出を行ったところ、これを受け、2月14日付をもって市長から市議会第1回定例会に同条例改正案を提出するに際しての意見照会があり、2月15日付で報告第5号のとおり了承する旨の回答を行ったものでございます。

これら逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例について並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例の意見回答につきまして、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、逗子文化プラザホール条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。今回の改正の趣旨につきましては、逗子文化プラザホールの備品の整備等、及び市民交流センターの開設に伴い、会議室の廃止を行うことから、改正の要あるため提案をするものでございます。

具体的に、お手元に配付してございます報告第4、5号資料、逗子文化プラザホール条例の一部改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。それでは、順に、表紙でございます。このA4の用紙でございます。よろしいでございますでしょうか。

小島委員長

はい、お願いします。

鈴木文化プラザホール館長

それでは、順を追って御説明を申し上げます。まず、左の上のところに平成19年4月1日施行分ということで明記をしてございます。それから御説明をいたします逗子文化プラザホール条例第6条第2項につきまして、改正前の部分については、一番下の4、駐車場使用料ということで、改正前については備考の欄に明記をしてございましたが、今回の改正によりまして改正後、左の施行分のすぐ下のところですが、本則の方に組み入れたということでございます。

続きまして、別表の構成を整理するために、現在別表として施設使用料、附帯施設使用料、設備使用料ということで、別表で一つにまとめた方法で構成をさせていただいておりますが、そこ、別表1、施設使用料、別表2、附帯設備使用料、別表3、設備使用料ということで、3表に分けたものでございます。この分けた別表3の中の設備使用料につきまして、備品等の整理といたしまして、一部変更いたしております。変更した箇所は、改正前の3の設備使用料と別表3の左の改正後の別表3の使用料ということで、まず舞台設備のところ、

「金びょうぶ」のところを「びょうぶ」ということですね。これは現在金びょうぶがありましたが、このたび新たに鳥の子びょうぶということで、肌色の和紙の張ったびょうぶを新たに購入いたしましたので、そのびょうぶもこの中で使用料を取ってお貸しするということになりましたので、ここでは「金びょうぶ」から「びょうぶ」という形で文章を変更させていただきます。

その後、毛せん、座布団、長座布団、これにつきましても現在、三味線とか日本舞踊とかということで現在使用いたしておりますので、その使用している、購入して用意をしておりますので、今回使用させるということで、新たに表に入れてございます。

それと、音響の関係でございます。音響設備でDATレコーダーということで、改正前には表記をしておりますが、このDATレコーダーにつきましてはデジタルオーディオテープということで、録音機械になりますが、これにつきましては市場の急速な縮小によりまして、条例を制定したときには購入する予定だったんですけれども、縮小によって生産が中止になってしまったということなので、これについては現在、うちの方で導入しておりません。そのために今回の条例でこれを削除するというところでございます。

続きまして、その下のビデオプロジェクター、これも施設共通ということになっておりますが、改正後は大ホール、小ホール。このビデオプロジェクターにつきましては、全施設共通ということで、持ち運びを当初考えておりましたが、やはり機械の、機器の問題等がありまして、それと使用の問題がありまして、大ホール、小ホールのみしか使える状況がありませんので、ここで大ホール、小ホールということで限定をさせていただきました。そして最後にピアノ、電子ピアノにつきましては、利用者の要望に合わせて備品として追加をするものでございます。それぞれ改正後の一番下のところに備考1ということで明記しております。また基本単位が、「（全日使用を除く。）を超過し又は繰り上げて使用した場合の使用料は、1回として計算する」ということで、改正前は明確に明記してございませんでしたので、明確にしたものでございます。以上が4月1日に施行をする分でございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。こちらについては、平成19年7月1日施行分ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、会議室の廃止に伴いまして、改正前別表1、施設使用料の（3）会議室基本使用料の部分につきましては、会議室を廃止するというところでございますので、この欄についてはすべて削除するものでございます。これに伴いまして、（4）が（3）に、（5）が（4）に上がるということでございます。そして、改正前、同条の備考（4）加算使用料のイにつきましては、これもやはり

会議室の廃止に伴う会議室のものを明記してございますので、これについては全部削除するということでございます。それに伴いまして、ウガイに上がるということでございます。

最後に、改正前別表3、設備使用料の区分その他使用料、使用施設、全施設共通（会議室を除く）につきましては、やはり同じ会議室の廃止に伴いまして会議室の部分を削除し、全施設共通に変更するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。それでは御質疑がないようですので、表決に入りますが、表決は1議題ずつ行いたいと思います。

まず、報告第4号についてですけれども、これを了承するというところでよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

では、御異議ないようですので、了承することに決定をいたします。

次に、報告第5号について了承するというところでよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

では、御異議ないようですので、了承することに決定をいたしました。

日程第8「議案第1号逗子市スポーツ振興審議会委員の任命の申出について」

小島委員長

次に、日程第8「議案第1号逗子市スポーツ振興審議会委員の任命の申出について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

石井体育課長

議案第1号逗子市スポーツ振興審議会委員の任命の申出について御説明申し上げます。

現在5名おりますスポーツ審議会委員の任期が今年3月31日をもちまして任期満了となるため、委員の任命につきまして逗子市スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定に基づきまして、別紙名簿のとおり逗子市長に対して意見の申し出を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件に関しまして御質疑、御意見ございますでしょうか。

ございませんか。では、御質疑ないようですので、本件について可決をするということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について可決することに決定をいたしました。

日程第 9 「議案第 2 号 逗子市立図書館協議会委員の任命について」

小島委員長

続きまして、日程第 9 「議案第 2 号 逗子市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

川上図書館長

それでは、議案第 2 号 逗子市立図書館協議会委員の任命につきまして御説明申し上げます。

図書館法第 14 条の規定に基づき設置された逗子市立図書館協議会の委員の任期満了に伴い、逗子市立図書館協議会条例第 2 条の規定に基づき、別紙名簿のとおり委員を任命したいので承認を求めるものであります。なお、委員 5 名につきましては、新図書館開館前から現在まで図書館の課題につきまして、多くの有益な御意見をいただき、図書館の管理運営に寄与していただきました。つきましては、さらなる図書館の充実に向けて引き続き助言いただきたく、全員再任いたしたいと存じます。よろしく御審議をお願いいたします。

小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

よろしいですね。では、御質疑ないようですので、議案第 2 号について可決をするということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、可決をすることに決定をいたしました。

日程第 10 「議案第 3 号 逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の制定について」

日程第 11 「議案第 4 号 逗子文化プラザ市民交流センター条例の施行期日を定める規則の制定について」

日程第 12 「議案第 5 号 逗子市教育委員会公印規則及び逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」

日程第 13 「議案第 6 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」

日程第 1 4 「議案第 7 号 逗子市教育委員会文書取扱規程及び逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について」

小島委員長

では、引き続きまして日程第 1 0 「議案第 3 号 逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の制定について」、続きまして日程第 1 1 「議案第 4 号 逗子文化プラザ市民交流センター条例の施行期日を定める規則の制定について」、続きまして日程第 1 2 「議案第 5 号 逗子市教育委員会公印規則及び逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」、続きまして日程第 1 3 「議案第 6 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、続きまして日程第 1 4 「議案第 7 号 逗子市教育委員会文書取扱規程及び逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について」、以上 5 件を一括で議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

小俣文化プラザホール主幹

それでは、日程第 1 0 議案第 3 号 逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則の制定について、日程第 1 1 議案第 4 号 逗子文化プラザ市民交流センター条例の施行期日を定める規則の制定について、日程第 1 2 議案第 5 号 逗子市教育委員会公印規則及び逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について、日程第 1 3 議案第 6 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、日程第 1 4 議案第 7 号 逗子市教育委員会文書取扱規程及び逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について、一括御説明申し上げます。

本条例施行規則等は、平成 1 8 年 1 1 月 2 0 日に公布されました逗子文化プラザ市民交流センター条例の施行について、市民交流センターの開設に伴い施行規則等を制定及び一部改正する要あるため提案するものでございます。

それでは、逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則について、順次骨子を御説明いたしますので、条文をごらんください。第 1 条はこの規則の趣旨を、第 2 条はただし書きを除き市民交流センターの休館日を毎月第 1 ・第 3 火曜日及び年末年始とし、開館時間を午前 9 時から午後 1 0 時までとする規定をしたものです。第 3 条は市民活動スペースにおける使用の制限を規定したものです。第 4 条は屋内温水プールを占有使用できる団体及び使用単位等を規定したものです。第 5 条は屋内温水プールを市立小・中学校が授業等で使用する場合を規定したものです。第 6 条は、生涯学習スペースの会議室及び展示コーナーの使用の登録を規定したものです。第 7 条は、ただし書きを除き、会議室等及び屋内温水プールを使用する場合、許可の申請要件を、第 8 条は、その使用許可申請に対する通知を規定したものです。

第9条は、ただし書きを除き、会議室等及び屋内温水プールの連続使用期間、使用単位を規定したものです。第10条は、交流センターの設備を使用する場合、許可の申請要件を規定したものです。第11条は、会議室等及び屋内温水プールの使用許可の決定に係る変更許可の申請要件を規定したものです。第12条は、会議室等及び屋内温水プールの使用許可、設備の使用許可、特別な設備を配置する場合や物品の販売その他の行為の許可を取り下げる要件を規定したものです。第13条は、ただし書きを除き、使用料について、期間内の納付を規定したものです。第14条は、使用目的が法令による使用料の減免割合及び減免許可の申請要件を規定したものです。第15条は、使用目的による使用料の還付割合を規定したものです。第16条は、特別な設備を配置する場合や物品の販売その他の行為許可の申請要件及びその申請に対する通知を規定したものです。第17条は、ただし書きを除き、使用許可の停止または取り消しに対する通知を規定したものです。第18条は、使用に係る遵守事項を規定したものです。第19条は、教育長への委任について規定したものです。附則に移りまして、1、施行期日として、市民交流センターの使用に係る施行日を平成19年7月1日からとすることを規定し、2、経過措置として屋内温水プールの専用使用の適用の経過を記載しております。

続きまして、逗子文化プラザ市民交流センター条例の施行期日を定める規則の制定について御説明申し上げます。この規則は、施行期日を平成19年7月1日とするものですが、条例第5条職員の配置、第6条使用許可及び制限、第7条使用料の納付、第8条使用料の負担分、第9条特別行為等の許可、第10条使用許可の取り消し等、第11条権利譲渡等の禁止の規定、これにつきましては4月1日から施行し、条例第3条第3号屋内温水プールについては7月16日以降の使用から適用するものです。

続きまして、逗子市教育委員会公印規則及び逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について、逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、逗子市教育委員会文書取扱規程及び逗子市教育委員会職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正について御説明申し上げます。一部改正につきましては、施行日を平成19年4月1日とし、使用料收受など公文書発行の要あるため、市民交流センター専用印を追加制定するとともに、市民交流センターの職責等の規程を追加するものです。改正につきましては、議案資料の新旧対照表の記載と、その記載のとおりとなっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。では、本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

五十嵐委員

年齢の制限みたいなものはないわけですね。屋内プールの...全部含めてなのかもしれないんですけども、全市民が全部対象ということでよろしいわけですね。

小俣文化プラザホール主幹

一応要綱等で設定するつもりですけども、全市民が対象となります。ただしおむつが取れない方についてはちょっと御遠慮願いたいということと、あと4歳以上であっても、18歳以上の保護者等、責任者が付き添っていただくということになります。

小島委員長

ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

では、精査して下さった結果だと思しますので、表決に、1件ずつ入らせていただきます。まず、議案第3号について、これを可決するということがよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないようですので、議案第3号を可決いたしました。

次に、議案第4号について可決するということがよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、議案第4号を可決いたしました。

次に、議案第5号について、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、議案第5号を可決いたしました。

次に、議案第6号について、これを可決するということがよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、議案第6号を可決いたしました。

最後に、議案第7号について、これを可決するということがよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議ないようですので、議案第7号を可決いたしました。ありがとうございました。

日程第15「その他」

小島委員長

次に、日程第15「その他」についてを議題といたしますが、議事としていかがでしょうか

か。

川上図書館長

図書館の特別整理期間の変更について御報告を申し上げます。逗子市立図書館条例施行規則第3条第1項第4号で、図書館の特別整理期間を毎年4月1日から同月末日までの間において15日を超えない範囲で委員会が定める期間と規定されておりますが、現在建設中の生涯学習棟、市民交流センターの工事工程では、5月から6月にかけて、図書館入り口部分を含めた外構工事が予定されております。そのため、工事期間中、利用者の出入りには支障がないとは思われますが、駐輪場等の工事などによる利用者への影響を考慮して、工事の行われる6月に特別整理期間を変更することを予定しております。なお、正式な特別整理期間につきましては、工事日程が確定次第決定したいと考えております。以上、御報告申し上げます。

小島委員長

ただいまの御報告、何か御質疑などありませんでしょうか。

よろしいですね。では、ほかに議事として何かありますでしょうか。

柳原学校教育課主幹

それでは、学校教育総合プランのパブリックコメントの募集、その後の進捗状況について御説明いたします。

平成19年1月4日から募集しておりました逗子市学校教育総合プラン(案)に対しましてのパブリックコメントの募集を2月5日をもちまして締め切らさせていただきました。合計62名の方から、保護者、市民の方々、教職員の方より、多数の意見が寄せられました。寄せられた御意見は、多い方でA4の用紙5~6枚にわたり、また多くの方々が1枚の用紙の中に多数の項目、プランについて御意見を書いてくださいました。事務局でその御意見等につきまして、人ごとではなくて項目ごとに整理をしまして、先週2月14日(水曜日)に行われました第6回策定委員会において、それぞれの担当グループ、学力向上グループ、さまざまな教育課題にこたえるグループという、担当グループにおいて、その仕分けしたもののについて御検討いただきました。策定委員会においては、いただいた御意見にどうこたえるか、プランの中に反映させることができるものについて、どのように反映させていくか、また現在、神奈川県教育ビジョンについてもパブリックコメントを募集し、さらに締め切って検討していくところですが、神奈川県教育ビジョンとの整合性について、改めて検討していただきました。各グループで協議、検討し、その結果が今、私のところに順次届いているところです。2月24日(土曜日)には、アドバイザーであります横浜国大の先生のとこ

るに伺いまして、このパブリックコメントの検討結果と、それからそれを反映した案について改めてアドバイスをいただく予定です。いただいたパブリックコメントにつきましては、策定委員会で協議した回答をつけて、ホームページや学校もしくは教育委員会関係機関等で閲覧できるように今後していきたいと考えております。現在そのような状況です。以上です。

小島委員長

ありがとうございます。ただいまの御報告、何か御質疑などありますでしょうか。

村松委員

全体的にどうですか。好意的か、結構批判的か。それで、トータル、大枠としてはよくて、各論で結構反対しているのか、その辺ちょっと感想を聞かせていただきたい。

柳原学校教育課主幹

全体的に肯定的な御意見というものよりも、否定的というか、こういうふうにした方がいいという意見というのがとても多かった。プランの全体に関する意見と、それから現在の教育全般的、例えば学校週5日制とか、逗子市の施策、2学期制や学区希望制、そういったものに対する幅広い御意見等多かったです。ただ、プランの項目ごとに分けますと、項目が22あるんですけども、22に分けますとそれぞれかなり重複したものがありました。それを整理した形で出させていただいたんですが、委員の中には、そうだよ、これやっぱり入れなきゃということで、改めてプランの項を起こして、例えばいじめ、不登校のことについては、大変大きな問題になっているから、それをきちんと位置づけた方がいいというふうなことで、そういったものを新たに立ち上げたりというふうなことで対応しております。ただ、すべてのものについて策定委員の方がこたえられるものではない部分がありますので、それは意見として承って、実際に学校でそれを実践化していくときに、これは考慮していただいて、学校で取り組んでいただきたいというふうな意見も策定委員の方から出ておりました。

小島委員長

ほかにいかがですか。

それでは、ないようでしたら、ほかにその他として議題ございますでしょうか。

特にございませんね。では、以上でその他について終わらせていただきます。

最後に次回の定例会ですけれども、次回はきょうのところ3月22日（木曜日）午後3時からを予定しておりますが、決定については改めて委員に御通知申し上げます。

それでは、これをもちまして教育委員会2月定例会を終了いたします。ありがとうございました。